

2025

# 隣保館だより

12月号



NO. 383

発行・編集

鹿沼市隣保館

鹿沼市万町 931-1

TEL.0289-64-4776



## 人権啓発活動を行いました

例年12月4日から10日までを人権週間としていますが、それに先駆け11月30日に市内3か所(まちの駅 新・鹿沼宿、ヨークベニマル千渡店、ヤオハン縦山店)で人権に関する街頭啓発活動を実施しました。

晴天に恵まれ、鹿沼市人権啓発推進市民会議委員、宇都宮人権擁護委員協議会鹿沼部会員の総勢30名の皆さんが、チラシや啓発物資を配布し、人権に関する意識の普及・啓発を行いました。

人権問題の解決には、私たち一人一人が様々な人権問題を、自分以外の「誰か」のことではなく、自分のこととして捉え、互いの人権を尊重し合うことの大切さについて、認識を深めることが不可欠です。



人権週間とは・・・

法務省の人権擁護機関では、人権デーを最終日とする1週間(12月4日から12月10日)を「人権週間」と定め、昭和24年(1949年)から毎年、各関係機関及び団体とも協力して、全国的に人権啓発活動を特に強化する機関として定めています。

鹿沼・栗野合併20周年記念

## 「ときめき鹿沼 2025～人権・男女共同参画のつどい～」開催

日時：2026年2月1日(日)

午後1時30分～午後4時00分

場所：かぬまケーブルテレビホール 小ホール

鹿沼市坂田山2丁目170

対象：誰でも参加可(300名)

申込：1月23日(金)までに、電話または申込フォームで。

### ◎内容

- ・人権啓発標語表彰式
- ・人権・男女共同参画活動紹介
- ・講演会  
「身近な思いやり、その延長が人権」  
【講師】 菊地幸夫氏(弁護士)

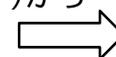
### ◎お問い合わせ・お申し込みは

鹿沼市人権・男女共同参画課

人権推進係 ☎(63)8351

申込フォーム

(QRコード)から



※お申し込みお待ちしております！

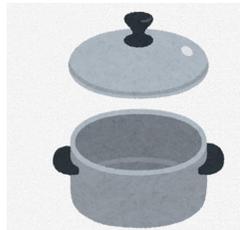


## 第10回高齢者ふれあい事業(料理教室)開催

11月13日(木)午前10時より、ふれあい事業で料理教室を開催し、講師に管理栄養士の川田先生をお招きし、参加者17名にて行われました。

初めに、川田先生によりメニューの説明があり今回は、秋の食材を取り入れたレンコンの蒸し物・ミルクスープ・ひじきの和え物を作りました。調理実習へと移り、前半、後半の2班に分かれ先生の指導に従い手際よく食材を切り分けながら皆さん和気あいあいと取り組んでいました。調理終了後、皆さんと一諸にお話をしながら食事を楽しみました。

参加者の中には、一人暮らしの方もいらっしゃり、「普段簡単な料理しか作らず済ましてしまうが料理教室で大勢で作れて楽しい」「皆さんとお話をしながら食べるのもおいしくまた参加したい」など多くの感想が語られ、好評のうちに料理教室を終了いたしました。



## インターネットによる人権侵害



インターネットには、掲示板やSNSなどコミュニケーションの輪を広げ便利な機能・サービスがあり、その利用が進む一方で利用に際して、SNSでの特定の個人を対象とした(部落差別「同和問題」や障がい者・女性・LGBTQ・外国人等に対する差別的な表現の書き込みや誹謗中傷・デマ・名誉棄損などネットでの人権侵害が増加しています。これらの行為は、被害者の心を傷つけ社会生活に深刻な影響を及ぼす重大な問題です。

### 「なぜ人権侵害は起きるのでしょうか？」

大きな要因のひとつとして、インターネット上では、匿名性が高いため「誰が発したか分からないだろう」と考え、対面や実名で言えないことも比較的安易に言えてしまうことがあります。

また、日常生活に不満があり、ストレスを発散したいという欲求を抱え、SNSで現実社会では直接的に表現しにくい感情や攻撃的な言葉・事実かどうか分からないデマ・差別的な発言など発信し、社会的弱者等に対してストレスのはけ口になっています。

### 「インターネットでの人権侵害をされた場合の対処法」

SNSで誹謗中傷を受けた場合、まず、は冷静になり証拠を保存した上で、SNS事業者への削除依頼・信頼のできる人・公的機関への相談・法的措置の検討といった対処法があります。また、誹謗中傷の投稿がされたプラットフォームの運営者に対して投稿の削除を依頼することができます。SNS業者は、申し出を受けてから7日以内に削除するかどうか判断を行い結果と理由を通知しなければならないとされています。(いわゆる「7日ルール」)この「情プラ法」(情報プラットフォーム対処法)は、SNS事業者に対し、誹謗中傷への迅速な対応を義務づけています。